

決算審査特別委員会意見書

今回審査した平成30年度決算は、復興・創生期間の3年目として重要な一年であることを踏まえ、福島未来を切り拓くために編成された当初予算に加え、年度途中の新たな課題等に対処するため9度の補正を行い、前年度と比較して減となったものの依然として大きな財政規模となっている。

本委員会は、当該予算の趣旨を踏まえ、復興・創生のための事業が迅速かつ適切に執行され、併せて行財政の円滑な運営と経営健全化が図られているかなどの観点から審査を行った。その結果、平成30年度の予算執行は、普通会計、企業会計とも、議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されたものと認められる。

なお、各会計において、改善または検討を必要とする事項は次のとおりである。

◎普通会計について

本県の厳しい財政状況の中にあって、第3次復興計画及び「ふくしま創生総合戦略」を押し進めることにより、復興と創生を着実に前進させるとともに行財政の円滑な運営を図っていくため、次の事項に留意の上、事務事業に取り組むべきである。

1 財源の確保について

- (1) 一般財源総額の確保が予断を許さない状況にある中、復興と地方創生に係る多様かつ膨大な財政需要等に対応するため、引き続き「原子力災害等復興基金」を始めとした各種基金を有効活用するなど、必要な財源の確保に努めること。
- (2) 県税においては、前年度と比較して収入未済が増加しており、未済額全体に占める割合も高いことから、税負担の公平性を維持し財源を適正に確保するため、滞納の実態に応じた適切で効果的な徴収対策を講じ、収入未済の縮減を積極的に図ること。

また、税以外の収入においては、新たな収入未済の発生防止を図るとともに、適正な債権管理と積極的な徴収対策を講じ収入の確保に努めること。

2 事業執行について

- (1) 復興・創生に向けた事業を中心に繰越額や不用額が多額に上っているが、震災から8年が経過し、県民の安全・安心確保や産業の再生のためには早期の事業完了が必要であることから、的確な事業構築と予算編成のもと、

事業の計画的な管理と効果的な執行をより一層徹底し、繰越額及び不用額の抑制を図ること。また、補助事業等で継続的に実施されるものについては、その必要性について検討するなど不断に見直しを行うこと。

- (2) 不適切な事務処理の多くは、業務に対する職員の知識や理解不足、組織内での情報共有やチェック体制が十分に機能していないことが主な原因となっているため、管理職も含めた職層別・業務別の研修体系の構築など財務事務研修を更に充実させ、職員全体の事務処理能力の向上を図ること。さらに、事務事業の実施に当たっては、発生し得る事務上のリスクを各所属内で十分に分析・評価し、発生頻度や損害の程度などに応じて対策を講じるなど、効果的なチェック体制の強化を図ること。
- (3) 庁舎や学校等は、日常的な使用に加え災害時の拠点ともなることから、中長期的な視点から効果的・効率的な修繕等による維持管理を行うこと。

3 業務執行体制について

復興・創生期間における取組の中で生じる様々な課題に迅速かつ的確に対応するため、専門職を含めた必要な人員確保に努め、引き続き、職員の健康に配慮しつつ、業務量を考慮した適正な配置を図るとともに、職員の資質向上に必要な研修機会を確保するなど、業務執行体制の充実・強化に努めること。

◎工業用水道事業会計について

前年度に引き続き黒字決算となったものの、企業債残高が近年大きく増加するとともに、工業用水道施設・設備の老朽化による更新や修繕等に伴う資金需要が今後も継続して見込まれることから、経営環境としては依然として厳しい状況にある。そのため、中長期的な経営見通しの適切な把握や更なる経営の合理化・効率化を推進しながら、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 好間工業用水道については、多くの未売水を抱え、一般会計からの補填を受けるなど厳しい経営状況が続いていることから、経営改善に向け、関係機関との連携を図りながら、新たな需要の開拓に努めること。

また、事業開始時に締結した覚書に基づきいわき市への事業譲渡に向け、具体的な協議を進めること。

- 2 相馬工業用水道については、給水能力増強工事が給水需要の減により中断を余儀なくされており、既敷設配水管の費用負担が今後の経営に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、一層の収益確保と費用削減に向けた対策を適切

に講じることにより、今後の経営環境の改善に努めること。

- 3 工業用水道施設・設備の整備については、安定給水の確保とともに、より災害に強い施設となるよう、工業用水道事業中長期計画に基づいた耐震改修や管路の複線化、老朽施設の改築などの着実な実施に努めること。

◎地域開発事業会計について

本事業は、本県への企業立地を誘引し、雇用の新規創出等により地域の振興に寄与してきたが、自力による企業債償還が困難な状況となり、一般会計からの繰入により今後の企業債の償還財源が確保されることとなった。また、復興・創生期間の終了する令和2年度末を目途に事業を廃止する方向で検討することとされている。このような厳しい経営状況を踏まえ、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 未分譲地については、企業誘致による雇用の創出や地域経済の活性化を通じた地域振興や復興促進を図るためにも、企業局事業見直し実行計画で定めた目標に基づき、積極的に企業の設備投資情報等の収集を進め、関係機関との連携を一層強化しながら効果的な企業誘致を行い早期分譲に努めること。
- 2 企業債の償還にあたっては、未分譲地の早期分譲による収益確保や経営効率化などによる費用削減を徹底することにより、一般会計からの繰入額の圧縮に努めること。
- 3 企業局事業見直し実行計画による検討の結果として本事業を廃止する場合には、残存する資産について、資産価値を踏まえた売却や譲渡ができるよう、関係機関等との協議・調整に努めること。

◎県立病院事業会計について

入院収益の増加により収支差補填額が減少するなど一定の経営改善は見られるが、多額の累積欠損金を抱えるなど依然として厳しい経営状況が続いている。そのため、「新たな県立病院改革プラン」に基づき、経営改善に資する具体的な施策を実施しながら、県民や地域に期待され、信頼される医療機関として良質な医療の提供と健全な病院経営を実現するよう、次の事項に留意の上、取り組むべきである。

- 1 中山間地域の救急医療等の提供、先進的な精神科医療及び震災からの復興・創生を支える安心な医療の提供など、政策医療を担う県立病院の使命を踏まえ、県立医科大学を始め関係機関と十分に連携し、医療従事者の安定的確保を図り、質の高い医療の提供に努めること。

また、収益の確保や、支払い利息への対応を含め費用削減の徹底による一般会計からの収支差補填額の圧縮のほか、未利用財産の売却などによる累積欠損金の削減に努めること。

- 2 医業未収金については、訪問徴収の実施や弁護士法人への回収委託等により全体として減少傾向にあるものの、依然として多額に上っているため、未収金の早期回収に組織的に取り組むとともに、新たな未収金の発生防止に努めること。
- 3 ふたば医療センター附属病院及び同附属ふたば復興診療所については、センター組織内はもとより地域との連携を密にし、住民が安心して帰還できる医療の確保に努めること。また、双葉地域の医療再生に向け、休止中の大野病院については、関係町村等の意向を踏まえながら今後の方向性について検討すること。
- 4 廃止病院跡地については、関係機関との協議を進め、速やかな処分に努めること。